	土地の表示								地権者が機構に設定する権利						機構が制	作者に	設定する権利	J				契約の状況				
農 地番号	 市町村	大字	地番	登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	始期	終期	年数(年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	借受経営体の名称	か区公	添付書 類省略 の区分 (注3)	新	更 付新 替	地域計画 の地区	契約区分 (注4)	備考
1日	吉津村	富吉	948-2	田	Ħ	水田	406.00	406.00	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	農事組合法人ひえづ	1	B,C		0		1	
2 日	吉津村	富吉	949(1)	田	田	水田	947.00	733.85	R7.3.1	R12.2.28	5年	_	-	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	_	農事組合法人ひえづ	1	B,C		0		1	
3 日 i	吉津村	日吉津	1419-1	田	田	水田	1,348.00	1,348.00	R7.3.1	R8.2.28	1年	_	-	R7.3.1	R8.2.28	1年	-	-	農事組合法人ひえづ	1	B,C	0			1	
4 日言	吉津村	日吉津	1419–4	田	田	水田	7.82	7.82	R7.3.1	R8.2.28	1年	-	-	R7.3.1	R8.2.28	1年	-	_	農事組合法人ひえづ	1	B,C	0			1	
5日	吉津村	日吉津	1420-1	田	田	水田	7.25	7.25	R7.3.1	R8.2.28	1年	_	-	R7.3.1	R8.2.28	1年	-	_	農事組合法人ひえづ	1	B,C	0			1	
6 日	吉津村	富吉	486	Ħ	田	水田	454.00	454.00	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	農事組合法人ひえづ	1	B,C	0			1	
7日	吉津村	富吉	487	畑	田	水田	682.00	682.00	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	_	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	農事組合法人ひえづ	1	B,C	0			1	
8日	吉津村	日吉津	576-1	田	Ħ	水田	1,157.00	1,157.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	_	_	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	(株)徳原ファーム	1	B,C	0			1	
9日	吉津村	日吉津	577-1	田	田	水田	1,177.00	1,177.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	(株)徳原ファーム	1	B,C	0			1	
10 日	吉津村	富吉	507	田	⊞	水田	930.00	930.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	(株)徳原ファーム	1	B,C	0			1	
11日	吉津村	富吉	508	田	⊞	水田	1,450.00	1,450.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	(株)徳原ファーム	1	B,C	0			1	
12 日	吉津村	今吉	303	田	田	水田	1,375.00	1,375.00	R7.3.1	R12.2.28	5年	_	-	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	(株)徳原ファーム	1	B,C		0		1	
13 日	吉津村	富吉	26-1	田	⊞	水田	1,272.00	1,272.00	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	_	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	-	中口 克敏	6		0			1	
14 日	吉津村	富吉	42-1	田	⊞	水田	702.00	702.00	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	_	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	-	中口 克敏	6		0			1	
15 日	吉津村	富吉	66-1	田	⊞	水田	1,064.00	1,064.00	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	_	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	-	中口 克敏	6		0			1	
16 日	吉津村	富吉	67–1	田	田	水田	1,116.00	1,116.00	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	-	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	-	中口 克敏	6		0			1	
17 日	吉津村	富吉	522-1	田	田	水田	727.00	727.00	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	_	R7.3.1	R10.2.29	3年	-	_	中口 克敏	6		0			1	
18 日	吉津村	富吉	619-1	田	田	水田	945.00	945.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	田中 泰栄	6		0			1	
19 日	吉津村	富吉	620-1	田	田	水田	958.00	958.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	田中 泰栄	6		0			1	
20 日	吉津村	富吉	539	田	田	水田	990.00	990.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	田中 泰栄	6		0			1	
21 日	吉津村	富吉	749-1	田	田	水田	857.00	857.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	_	田中 泰栄	6		0			1	
22日音	吉津村	富吉	749–2	田	田	水田	1,014.00	1,014.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	田中 泰栄	6		0			1	

ш.	£	土地の表示							地権者が機構に設定する権利						機構が精	#作者に	設定する権利	i]			71	契約の状況				
農地番号	市町村	大字	地番	登記地目	現況地目	l況 内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	始期	終期	年数(年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数(年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	借受経営体の名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	新規	更 付新 替	地域計画 の地区	契約区分 (注4)	備考
23	日吉津村	富吉	749-4	田	Ħ	水田	1,135.00	1,135.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	田中 泰栄	6		0			1	
24	日吉津村	富吉	750	田	Ħ	水田	1,265.00	1,265.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	田中 泰栄	6		0			1	
25	日吉津村	富吉	750-2	田	田	水田	1,322.00	1,322.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	田中 泰栄	6		0			1	
26	日吉津村	富吉	751-5	田	田	水田	1,232.00	1,232.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	田中 泰栄	6		0			1	
27	日吉津村	富吉	538-1	田	田	水田	841.00	841.00	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	R7.3.1	R17.2.28	10年	-	-	田中泰栄	6		0			1	
28	日吉津村	富吉	772-1	畑	畑	普通畑	1,130.00	1,130.00	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	熊野 泉	6	Α		0		1	
29	日吉津村	富吉	776–1	畑	畑	普通畑	2,150.00	2,150.00	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	R7.3.1	R12.2.28	5年	-	-	熊野 泉	6	Α		0		1	
30	日吉津村	富吉	823-1	田	田	水田	962.00	962.00	R7.3.1	R8.8.31	1年6月	5,000	4,810	R7.3.1	R8.8.31	1年6月	5,000	4,810	楠田 正樹	6	А		0		1	
31	日吉津村	富吉	824-1	田	⊞	水田	1,144.00	1,144.00	R7.3.1	R8.8.31	1年6月	5,000	5,720	R7.3.1	R8.8.31	1年6月	5,000	5,720	楠田 正樹	6	А		0		1	
							30,767.07	30,553.92																		

○注記ごとに該当する記号を記載

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 農地中間管理事業で契約実績のある貸借契約で、同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 農地中間管理事業で契約実績のある法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合(新規に借受けを行う場合は除く)。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。